申請から交付までの流れ（大阪府彩都バイオベンチャー設備費補助金）

	補助事業者	大　阪　府
申請時	注意 設備に係るメンテナンス費用や設置工事費用等は補助対象外です！！ 補助金交付申請書（様式第１号）の提出	補助金申請者の募集
	提　出	承　認
	通　知	補助金交付決定通知書
	この時点では、交付の決定です。交付の確定は補助事業完了後です。 OK	
補助事業内容等に変更がある場合	注意 承認前の変更はできません！！ 【1】事前に知事承認が必要な申請書類（承認前の変更等不可） ① 補助事業の計画（事業内容等）の変更 ⇒ 補助事業の内容の変更承認申請書（様式第３号） ② 補助事業を中止（廃止） ⇒ 補助事業の中止承認申請書（様式第４号） ③ 補助事業が当初の計画よりも遅れる場合 ⇒ 補助事業遅延等報告書（様式第５号） ④ 補助事業額の変更（減額） ⇒ 補助事業の額の変更承認申請書（様式第６号） ⑤ 補助事業額の増額 ⇒ 変更交付申請書（様式第７号） ⑥ 補助対象設備の処分（退去等により、府外へ移動させる等） ⇒ 財産処分承認申請書（様式第１２号） ⑦ 補助対象設備の移動 ⇒ 財産移動報告書（様式第１４号）	承　認
	注意 わかった時点で、速やかに！！ 提　出	
	【2】事後（事実発生後）に提出が必要な申請書類 ① 補助事業者の要件を満たさなくなった場合 ⇒ 補助事業者の要件を満たさなくなった旨の届出書（様式第２号） ② 他企業から補助対象設備を譲り受けた場合 ⇒ 財産受領報告書（様式第１３号） 事実発生後、速やかに！！ 提　出	
	これでOK！！変更内容のとおり事業を進めてください。 OK	変更承認通知書
	通　知	
補助事業完了後	補助事業の完了 注意 事業完了後30日以内に提出！！ 補助事業実績報告書（様式第８号）の提出	補助対象設備と関係書類を検査・確認します！！
	提　出	補助対象設備の実地検査
	通　知	補助金交付確定通知書
	補助金交付請求書（様式第９号）の提出 提　出	この時点で、交付が確定です！！
	これで安心！！無事に補助金交付完了です！！お疲れ様でした！！ OK	補助金の交付（指定口座への入金）
	入　金	